

令和 3 年第 1 回甲良町議会臨時会会議録

令和 3 年 2 月 5 日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | |
|--------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 議案第 1 号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例 |
| 第 4 | 議案第 2 号 令和 2 年度甲良町一般会計補正予算（第 9 号） |
| 第 5 | 議案第 3 号 令和 2 年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 第 6 | 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて |
| 第 7 | 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて |
| 第 8 | 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて |
| 第 9 | 発議第 1 号 審査の申し立てに関する手続き事務の一切を委任することについて |
| 第10 | 議員派遣について |
| 追加 1－1 | 議長の辞職許可について |
| 追加 2－1 | 議長の選挙について |
| 追加 2－2 | 議席の変更について |
| 追加 3－1 | 副議長の辞職許可について |
| 追加 4－1 | 副議長の選挙について |
| 追加 5－1 | 予算・決算常任委員会委員の辞任について |
| 追加 5－2 | 議会運営委員会委員の辞任について |
| 追加 5－3 | 議会広報特別委員会委員の辞任について |
| 追加 5－4 | 議会改革調査・検討特別委員会委員の辞任について |
| 追加 6－1 | 予算・決算常任委員会委員の選任について |
| 追加 7－1 | 議会運営委員会委員の辞任について |
| 追加 7－2 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 追加 7－3 | 議会広報特別委員会委員の選任について |
| 追加 7－4 | 議会改革調査・検討特別委員会委員の選任について |

◎会議に出席した議員（１１名）

1 番	小 森 正 彦
3 番	山 田 充
5 番	阪 東 佐智男
7 番	丸 山 恵 二
9 番	建 部 孝 夫
1 1 番	山 田 裕 康

2 番	岡 田 隆 行
4 番	野 瀬 欣 廣
6 番	宮 寄 光 一
8 番	木 村 修 明
1 0 番	西 澤 伸 明

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男
総務課長	中 川 雅 博
会計管理者	宮 川 哲 郎
税 務 課 長	大 野 けい子
企画監理課長	北 坂 仁
住 民 課 長	小 林 千 春
保健福祉課長	中 村 康 之
産 業 課 長	西 村 克 英

教 育 長	松 田 嘉 一
教 育 次 長	福 原 猛
学校教育課長	藤 村 善 信
建設水道課長	村 岸 勉
人 権 課 長	丸 澤 俊 之
建設水道課参事	丸 山 正
総務課主幹	岩 瀬 龍 平

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	橋 本 浩 美
---------	---------

書 記	中大路 愛
-----	-------

(午前 11 時 28 分 開会)

○**阪東議長** ただいまの出席人数は 11 人です。

議員定足数に達していますので、令和 3 年第 1 回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5 番 野瀬議員、6 番 宮寄議員を指名します。

日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**阪東議長** 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○**野瀬町長** 本日、令和 3 年第 1 回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、全員のご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

開会にあたりまして、このたび 2 月 1 日付で職員懲戒処分を行いました、住民の皆様の信頼を裏切る行為であり、信用失墜行為を生じさせてしまったことについて深く反省しますとともに、大変申し訳なく感じているところがあります。改めて、心からおわび申し上げます。これ以上の不祥事を発生させないよう対策を講じてまいります。

それでは、提案説明の前に、若干の行政報告をさせていただきます。

特別交付税の要望活動についてご報告をいたします。

本町では、財政運営の困難さから、毎年 1 月下旬に類似団体の甲良町、豊郷町で滋賀県二町連絡協議会によって滋賀県選出国會議員に、また旧同和地区人口が 20 % 以上で組織をする、人権問題のための財政対策全国協議会の全国 12 団体をして、総務大臣をはじめ、総務省大臣官房と総務省自治財政局の課長職以上の主要役職者に対して、特別交付税増額措置の陳情活動をしております。

本年度は予定していた要望活動が、コロナ感染防止対策緊急事態発令中となり、異例の書面提出による要望となったところがあります。

滋賀県東京本部に調整をいただき、1 月 26 日に甲良町長、豊郷町長と総

務省の熊田総務副大臣とウェブ面談による要望活動を行うことができました。副大臣からは、「2町の抱えておられる問題は、私自身もよく理解させていただいております。総務省というのは、常に地方の皆さんに寄り添って、そして地方の皆さんと一緒に生活をして安心しておくれる、これをサポートしていくのが我々の仕事だと思っています。限られた厳しい予算ではあるけれども、何とか2町の思いがきっと伝わるように、私からもしっかりと力を入れてやらせてもらいたいと思います」と力強いコメントをいただきました。

また、2月3日は滋賀県副知事をはじめ、総務、土木、企画部の関係課長に2町陳情をいたし、旧同和地区が抱える厳しい現状、介護保険料が県内で一番高い課題、生活習慣の向上、学力向上の対策に町単独で教員配置をしていることなどに多くの一般財源を要していることを訴え、特別交付税増額の陳情活動をいたしました。

県から特別交付税配分通知のある3月中下旬まで粘り強く要望を続けていきます。

それでは、本日提案させていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

議案第1号は、甲良町課設置条例の一部を改正する条例で、機構改革に取り組むものであり、組織体制を見直し、よりよい行政運営をめざすものであります。

議案第2号は、令和2年度甲良町一般会計補正予算(第9号)で、6,843万3,000円を増額いたし、総額を52億2,404万2,000円とするものであります。主な補正内容といたしましては、歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金3,383万5,000円、財政調整基金繰入金1,919万5,000円を追加するものであります。歳出では、保健衛生費で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業3,383万5,000円、農業費で県営犬上川地区土地改良事業負担金1,669万5,000円、農業整備費100万円、道路橋梁費で除雪委託1,022万6,000円を追加するものであります。

議案第3号は、令和2年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)で、25万8,000円を追加し、総額を9億2,993万1,000円とするものであります。補正内容といたしましては、歳入では、職員給与費等繰入金25万8,000円を追加いたし、歳出では、職員手当等25万8,000円を追加するものであります。

諮問第1号、第2号および第3号は、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、本日提出いたしました案件について、その

概要を申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決等を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。よろしくお願いいたします。

○**阪東議長** 日程第3 議案第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第1号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年2月5日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** 議案第1号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例であります。

改正理由につきましては、先ほど町長が申されたとおり、よりよい行政運営をするために機構改革を行うものでありまして、中身につきましては、議員さんの方と全員協議会で何回か協議をさせてもらって、取りまとめたものになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、甲良町課設置条例の一部を次のように改正する。

第2条中「住民課」を「住民人権課」に、「建設水道課、人権課、長寺地域総合センター」を「建設水道課、長寺地域総合センター」に改める。

第3条、住民課の項中、「住民課」を「住民人権課」に改め、同項に次の2号を加える。9号、人権政策に関すること、10号、男女共同参画社会づくりに関すること。

第3条、建設水道課の項に次の3号を加える。11号、住環境事業の連絡調整に関すること。12号、住宅新築資金等貸付事業に関すること。13号、公営・改良住宅の管理運営に関すること。

第3条、人権課の項を削る。

第3条、長寺地域総合センターの項中、第3号を第1号とし、第1号から第2号を1号ずつ繰り下げる。

第3条、呉竹地域総合センターの項中、第3号を第1号とし、第1号から第2号を1号ずつ繰り下げる。

付則、この条例は令和3年4月1日から施行する。

以上であります。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 1点、質問します。

全員協議会でも議論になりましたセンターの在り方です。そこで、建部議員から資料提示がございましたが、町長の提案説明の中の一番くだりに地域総合センターについてというところがあります。集落の維持、活性化のためには、これまで以上に住民の参画による地域づくりや集落連携による集落機能の確保が重要であります。今後学区単位にコミュニティー振興の拠点として、その機能の充実をめざしていきます。この学区単位で振興を図ろうとすればするほど、その拠点となる両センター、それからそこで暮らす地域の方々の問題があります。課題があります。そこを解決せずして、地域連携はなかなか難しい問題がありますし、垣根を外していくというのも大きな前提です。

そこでお尋ねしたいのは、平成の8年5月17日、これは建部議員が示していただいた資料の中に、地域改善対策協議会の意見具申が出されています。その中身は全部が書いていませんけども、その中身は私が覚えていますのは、行政が運動団体に押されて、ないしは言いなりになって、行政を歪めてきた結果、地域間の対立、それからいろんな不祥事、それから犯罪も起こりました。そういう運動団体に対する態度、行政の主体性を確立するということは、機構改革と併せながらも、機構改革とは別の課題となります。そういうことの、やっぱり今、問題が表れているのは、その経過点に来ているというふうに思うんですね。甲良町としては、そのことにきちっと総括をし、主体性を確立する。過去はどうだったのかという点でも、1団体に傾倒するのではなく、全住民、全地域の方々を対象にするということがこの意見具申の中にもうたわれていますし、その精神で運営をしていくというのが隣保館の大前提になるという点で、この甲良町の課題、運動団体と対等、平等ですけども、その主体性を確立するという点で、町長の姿勢を伺いたいと思います。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 ご質問いただきました。全協でもありましたように、運動団体との関係、ともすると運動団体主導ということがあったかもしれませんが、地対財特法失効、平成14年3月以降、一般施策として取り組んでまいっておりますので、行政の主体性をもって、行政運営していくというのが基本だと思います。

それから、建部議員から資料提示がありました隣保館の設置運営要綱、これに照らして、運営の基準を作っていきたいと思ひますし、それからもちろん地区住民の方々の低位な実態の改善、あるいは相談業務、啓発業務、人権問題の改善という課題がありますし、それから新たに各集落からの要望もありますように、行政と、それから集落との関係の事務運営、それから相談というところ辺で区長さんからも要望がありまして、事務補助をしてほしいと

いう要望もあって、それから過日のフォーラムでは集落完結主義やということでもう少し集落間連携が必要であるということが言われておりますので、学区間連携というのも重要視をして、この機構改革の中で新たに令和３年度から機構をスタートさせていきたいということでございます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

建部議員。

○建部議員 賛成の討論です。

先ほどの全員協議会でも私の意見を申し上げました。地域総合センターが人事を含めて、正常な運営ができることを求めて、賛成討論とします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

宮寄議員。

○宮寄議員 私も賛成の討論をさせていただきます。

前回提出されたこの同じ案件で、両センターをちょっと触るという部分がありました。そこで、当時は反対討論させていただきましたが、今回は両センターがそのままで、人権課を住民課と合体さすという形になるんですが、人権住民課に改めるところで、別に今回は反対をする理由が見つかりません。ということで、賛成討論にさせていただきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 反対討論をさせていただきます。

課を統合するということにおいてはもちろん賛成なんですけど、全員協議会から問題になっております呉竹センター、それで質問をさせていただきました呉竹センターの運営委員会が、何かもう一つうまく動いていないように思いますし、呉竹に住んでおられる知り合いがおりまして、３人この問題について話したことがあります。どうも誰が悪いんやということじゃないと思うんですけど、長年の呉竹センターの流れからいうて、何かセンターの方はセンターの言い分がある、住民さんは住民さんの言い分があるということで、かなり溝ができていているように思います。そういう意味において、まずセンターの運営委員会を正常に動かしていただいて、その上で判断をさせていただきたいということで、今日の場合は反対討論とさせていただきます。

○阪東議長 ほかに。

西澤議員。

○西澤議員 １１番 西澤です。

賛成討論です。

以前から問題になっていました、人権課が担っていた不合理性、これは財産管理も人権課が担う、土地に関連をしますが、そういう点でも他の課に移して、統合して、財産部を設置するという案になっています。それから、住宅の部門、これも人権課が担う点では不合理がずっと指摘をされてきましたし、私もそのことを提起してまいりました。今回の機構改革は、それに中心を置いた点だというように思います。

センターの在り方については、私は議論が経過中だと、つまりいろいろ問題点が明らかになり、それから職員の対応のまずさも絡んで、センター問題がどういうようにけりをつけていくのか、それから今後の在り方についてはどうするのかという点では、住民合意が大変大事だというふうに思います。その住民合意の前提になるのが、やはり先ほど質問の中にも引用しました地対協の意見具申です。その点では甲良町が取ってきた運動団体の提起にそのまま従ってきた経過をきっちりと総括をする必要がありますし、現時点に立ってもそれぞれ垣根があります。その垣根を行政が率先して取り払う、その中心を担っていくのがセンターの事業です。そういう上では、この地域総合センターをそのものの設備を、施設を廃止する自治体も出てきています。

施設を廃止することで同和問題の象徴だったのをなくそうというのがありますし、また和歌山県の吉備町なんかは同和地域そのものをなくすという取組を長年ずっとやってきました。この吉備町は法務省の直轄に近い形で支援金をもらいながらやってきたそういう経過があります。けれども、特別にそういう体制にならないわけですが、住民合意の点で、人権センター、地域総合センターをどういうように扱っていくのかというのは住民合意、それから議論が大変大事だというふうに思いまして、今後、そのことをリードしてもらい、していただくことを希望して、私もそういう点では地域間の格差、それから甲良町が抱える貧困の問題が根本的に解決される、その方向で提起もし、発言もし、また運動にも加わっていきたいと思いまして、賛成討論です。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。起立多数です。

よって、議案第１号は可決されました。

日程第４ 議案第２号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第２号 令和２年度甲良町一般会計補正予算（第９号）。

上記の議案を提出する。

令和３年２月５日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第２号 令和２年度甲良町一般会計補正予算（第９号）を説明いたします。

予算書の裏面をお願いします。

まず、歳入歳出それぞれ６，８４３万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５２億２，４０４万２，０００円にするものであります。

次のページの第１表をお願いします。歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入の部であります。１４款国庫支出金、補正額３，３８３万５，０００円。１８款繰入金１，９１９万５，０００円。２０款諸収入２０万３，０００円。２１款町債１，５２０万円。歳入合計が６，８４３万３，０００円であります。

次のページをお願いします。

歳出の部であります。１款議会費、補正額７２万６，０００円。２款総務費３９５万７，０００円。３款民生費１１１万７，０００円。４款衛生費３，３８３万５，０００円。６款農林水産業費１，７８９万８，０００円。８款土木費１，０２２万６，０００円。１０款教育費６７万４，０００円で、歳出合計が歳入合計と同額であります。

次のページで、第２表、地方債補正であります。まず、追加であります。県営かんがい排水事業債で、限度額１６０万円であります。

次、変更で、公共事業等債で、県営かんがい排水事業の分で１，３６０万円で、補正後を２，５００万円にするものであります。

以上であります。よろしくお願いします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑ありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 予算書の款２総務費、弁護士委託に関しまして、質問いたします。

減給議決については、その是非については、今後、争いになるわけですが

ども、その減給となった根拠、議会が議決をした理由の2つの事件、この事件に町長については、指導、監督の責任はなかったと考えているのか、その点、議決の内容、申立ての内容を見てみますと、そのことには触れていません。憲法問題や、それから地方自治法の問題、法律論を展開して、承服できない違反だというように展開をされています。

そこで、改めて質問をしますが、その2つの事件、下水道の処理の問題、大町前議員の失職の登壇の問題、これは指導、監督の責任はどのように考えているのか、改めて説明願いたいと思います。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 お答えします。

この間、申し上げてきましたが、自らも減額をいたしたものでありまして、減額提案をいたしたものでありまして、責任を回避しているものではありません。この内容については、再議をやらせていただき、結果においての、今回改めての県知事への申立てをいたした件についてでございますので、その点よろしく願います。

○阪東議長 ほかにありませんか。

建部議員。

○建部議員 今の関連をいたしますが、9ページの弁護士業務委託の費用についての質問です。

議会側と町側の、合わせて165万6,000円の計上であります。これは今後の進展によっては、この額がますます増えていく傾向が出てきます。そこで、町長に、もう既に町長側の弁護士業務委託についてはその負担が発生しておりますが、議会の方につきましても、弁護士先生との相談とかでもって、その負担も発生しております。この金額が途中で減額補正ができる私は可能性を探りたいと思うんですが、ということは、この議会と町長とのやり取りの間で、途中でこの件について取り下げるとか、そういうふうになってくるとこの執行額が減ってくるというふうに思うんですが、そういう思いは、町長、あるかないかだけ教えてください。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 この件に関しましては、以前にも発言しておりますが、ルールに基づいた県知事へのお申立てでありまして、途中で取り下げるとことはいたしません。

○阪東議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 いわゆる弁護士業務の委託費用ですけれども、予定されています議決になれば、可決されれば、近藤先生ですけれども、72万6,000円、

これは最高裁まで行ったときの金額を予定をするということで見積書を書いていただいたように思います。それで、町長の側の弁護士委託はどの段階までを想定されているのか、それが1つです。

それから、もう一つは建部議員とも、関連の質問とも関連しますけども、取下げは、町長としては主義主張をきちっと通すという点から見て、納得できないという、先ほどの回答でしたけれども、和解という方向もあります。つまり、ある弁護士の先生が議会と町長が給料の減額率、これを平和的に話し合いすることがなかったのかと聞かれました。そういう場を持たれずに両方が、町長は1割減額、それから議会の側は提案で20%、半年間というのが出されました。そういう和解になりますと、中間になるか、どの辺を取るのかは別ですけども、和解という方法も視野に入ってくると。知事勧告、知事の裁定を受けて、高裁に行きますけれども、高裁の判決を受けるまでに裁判所の方から和解勧告というのもあり得るんですね、やり取りの中で。そういうのも視野に入れていくとどうなのかという点、つまりどの段階までが93万円なのか、そしてそういう和解という方法も視野に入ってくるというようにと思いますが、それはどうですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 この予算見積りにつきましては、県への申立てに関する費用を見積もっておりまして、その後に訴えとか、訴訟の経費はこれの中で見ているわけではなく、次の、取りあえずは県の裁定を望むというところでございます。

○阪東議長 はい、総務課……。

○野瀬町長 失礼しました。場合によっては、訴えの経費も入っております。

○阪東議長 西澤さん、3回になりますので。

○西澤議員 再確認ですけども、そうすると、高裁、最高裁までの想定額が入っているという認識でいいですか。つまり、知事の段階で、この金額という最初、認識を示されましたけども、高裁も入り、最高裁も入った金額なのか、それとも次の段階へ進めば、弁護士費用が加算されてくるという、どちらでしょうか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 取りあえず、私は提出をしましたけれど、県の裁定を取りあえずお願いしたいというのが今の心境でございますので、よろしくお願いします。

○阪東議長 総務課主幹。

○岩瀬総務課主幹 審査請求後の後に不服があった場合の費用をふまえた上での93万円という形になっています。

○阪東議長 ほかありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長　ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長　ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第2号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○阪東議長　ご着席願います。起立全員です。
よって、議案第2号は可決されました。
日程第5　議案第3号を議題とします。
議案を朗読させます。
局長。

○橋本事務局長　議案第3号　令和2年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。
上記の議案を提出する。
令和3年2月5日。
甲良町長。

○阪東議長　本案に対する提案説明を求めます。
保健福祉課長。

○中村保健福祉課長　議案第3号　令和2年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明をさせていただきます。
補正予算書の裏面をお願いいたします。
歳入歳出それぞれ25万8,000円を追加し、歳入歳出予算額を9億2,993万1,000円とするものでございます。
1ページをお願いします。
歳入、7款繰入金、補正額25万8,000円。補正額合計25万8,000円とするものでございます。
続きまして、2ページをお願いいたします。
歳出でございます。1款総務費、補正額25万8,000円。補正額合計25万8,000円で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。
以上でございます。

○阪東議長　説明が終わりましたので、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

○阪東議長　ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、日程第6 諮問第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和3年2月5日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについてご説明申し上げます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、次の者を人権擁護委員候補者として推薦をいたしたいので、議会の意見を求めるものであります。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字尼子1404番地。

氏名 高橋謙一氏。

生年月日 昭和27年3月21日生まれであります。

高橋氏は、彦根市職員として長年勤務をされ、彦根市の男女共同参画施策を立案するなどの業務も果たされております。地元区においては区長を経験され、現在、民生委員を3期目としてご活動いただいているところでございます。幅広い分野での人権擁護活動を実施される期待がありますので、推薦をいたすものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、諮問第１号を採決します。

お諮りします。

本案候補者を適任者と認めることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについての議会の意見は、適任者と認めることに決定しました。

次に、日程第７ 諮問第２号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 諮問第２号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和３年２月５日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 諮問第２号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、意見を求めることについてご説明申し上げます。

同じく人権擁護委員法第６条第３項の規定によりまして、人権擁護委員候補者として推薦をいたしたいので、議会の意見を求めるものであります。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字横関２９６番地。

氏名 山本貢造氏。

生年月日 昭和３１年２月５日生まれであります。

山本貢造氏は、長年、甲良町職員として勤務をされまして、特には教育委員会の社会教育部門において人権啓発、人権教育、その組織の事務局であります甲良町人権教育推進協議会の事務局もお務めになりました。退職後は社会福祉協議会に勤務をされ、福祉計画の策定等、携わっております。幅広い分野で人権擁護活動の実施が期待いただきますので、推薦をするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本案候補者を適任者と認めることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。起立全員です。

よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについての議会の意見は、適任者と認めることに決定いたしました。

次に、日程第8 諮問第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和3年2月5日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○**野瀬町長** 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、意見を求めることについてご説明申し上げます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、次の者を人権擁護委員候補者として推薦をさせていただきたいので、議会の意見を求めるものであります。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字北落120番地1。

氏名 上田博司氏。

生年月日 昭和27年11月6日生まれであります。

上田博司氏は、長年、彦根市役所職員として勤務をされました。人権推進課の課長補佐としての任務を果たされておりまして、甲良町では平成5年から28年度まで人権擁護推進委員、委嘱を受けられて、人権擁護活動に携わってこられました。幅広い分野で人権擁護委員活動の実施が期待できる方です。よって、推薦しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 諮問1号、2号、3号の共通するところで討論をさせていただき

ます。

憲法に位置づけられた基本的人権擁護の課題は大変大きな課題として浮かび上がっています。ましてや、いろいろ人権を傷つける問題が発生をする中で、社会的な対応が必要だというように思いますし、基本的人権を擁護する責務は社会的に広がりを持ってきているというように思います。その上で、男女の平等、それからジェンダー平等が今現在言われていますが、森日本オリンピック会長の発言に見られるように、そのことについては、大変SNS上でも炎上をしていますね。その批判が世界的にも盛り上がっています。そういう点での位置、役割を人権擁護委員は自覚をしていただく。そして、それぞれ細かいトラブルがあると思いますけども、そういう広い視野に立って、業務、仕事をしていただくことを希望して、賛成討論とします。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、諮問第3号を採決します。

お諮りします。

本案候補者を適任者と認めることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。起立全員です。

よって、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについての議会の意見は、適任者と認めることに決定しました。

次に、日程第9 発議第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 発議第1号 審査の申し立てに関する手続き事務の一切を委任することについて。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年2月5日。

甲良町議会議長 阪東佐智男様。

提出者 甲良町議会議員 建部孝夫。

賛成者 甲良町議会議員 西澤伸明。

○**阪東議長** 本案については、建部議員から提案説明を求めます。

建部議員。

○**建部議員** 審査の申し立てに関する手続き事務の一切を委任することについての提案を申し上げます。

誠に残念ではありますが、審査申立人、甲良町長、野瀬喜久男氏に係る再

議決についての審査申立事件に関する、処分庁としての手続き事務の一切について、議長および次の者に委任する。

住所ですが、大津市京町3丁目4番12号、アーバン21ビル5階、滋賀第一法律事務所。

氏名 弁護士、近藤公人氏。

生年月日 昭和39年10月10日。

よろしくお願いします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この町長の申立てが発生をしたことが分かって、議長、それから建部議員からの連絡を受けて、知っている弁護士がいませんかという依頼がありました。私が甲良町と関わって、ずっと弁護士業務をしていただいている玉木先生が64歳の年齢で急逝されました。その点でどこにしようか実際迷ったんです。それで、同じ所属の第一法律事務所にまず掛け合ってみようと。けども、そこで受けてくれないかもしれないなという思いもありました。そうしたら、次の弁護士、次の弁護士に行こうと思って、実際、議長とともに相談に行きました。委託に、受けてもらえませんかという話でしたんですけども、事前に資料を渡しておきましたら、もう入った途端に任務を受ける、こういう回答で、見積書作成をして、中に進みました。そういう点では、ちゅうちょなく、私どもの願い、思いを受け止めていただいて、書面にしたためる、こういう作業をいち早く引き受けていただきましたので、ぜひとも賛成をしたいというように思います。皆さんも賛成にお願いしたいと思います。

賛成討論を終わります。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、発議第1号は可決されました。

次に、日程第 10 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則 129 条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員派遣をすることにご異議ございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 ここに 3 の（4）番の中に、派遣議員があります。議長というようになっていますが、議長の変更がある予定になっています。そういう点でも 2 回、弁護士との相談業務、打ち合わせしていますので、前議長もここに入れるということがふさわしいのではないかというふうに思いますので、その点、見解を求めておきたいと思います。

○阪東議長 今の内容については、今後の議長の采配にさせていただくということにしたいと思います。

ほか、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○阪東議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

私、このたび議長の職を辞したく、辞職願を副議長に提出しましたので、ここで、議事の都合により、副議長と交代いたします。よろしくお願いいたします。

（議長交代）

○岡田副議長 それでは議事を進行します。

議長の阪東議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○岡田副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加することに決定しました。

追加日程第 1 日程第 1 議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、阪東議長の退場を求めます。

（阪東議長退場）

○岡田副議長 辞職願を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 辞職願。

私こと、このたび一身上の事情により、議長の職を辞したいので、許可賜りますようお願いします。

令和３年２月５日。

甲良町議会副議長 岡田隆行様。

甲良町議会議長 阪東佐智男。

○岡田副議長 お諮りします。

阪東議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○岡田副議長 異議なしと認めます。

よって、阪東議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

阪東議員の入場を許可します。

（阪東議員入場）

○岡田副議長 議長の辞職が許可されたことにより、ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

改めて配布しました追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○岡田副議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第２ 日程第１ 議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○岡田副議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、投票によることに決定しました。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○岡田副議長 ただいまの出席議員は１１人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に１番 小森議員、３番 山田充議員、４番 山田裕康議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

○岡田副議長 念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○岡田副議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○岡田副議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

(点呼)

(投票)

○岡田副議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○岡田副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小森議員、山田充議員、山田裕康議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○岡田副議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、山田裕康議員 10 票、阪東議員 1 票。

以上のとおりでした。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、山田裕康議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○岡田副議長 ただいま議長に当選されました山田裕康議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました山田裕康議員の挨拶があります。

山田裕康議員。

○山田裕康議長 議長就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様方のご推挙によりまして、議会議長の要職に就かせていただくことになりました。身に余る光栄とその重責を痛感しております。これからも決意を新たに町民から信頼され、開かれた議会運営に努めてまいりたいと存じます。何とぞ皆様方のご支援、ご鞭撻を承りますよう、心からお願いを申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○岡田副議長 それでは、議長と交代します。山田裕康議長、議長席にお願い

します。

(議長交代)

○山田裕康議長 追加日程第2 日程第2 議長の選挙に伴い、議席の変更が生じました。会議規則第4条第3項の規定により、本職において議席の一部を変更します。その議席番号および氏名を事務局長に報告させます。

局長。

○橋本事務局長 それでは、議席の変更の報告をいたします。

5番 野瀬議員を4番に、12番 阪東議員を5番に、11番 西澤議員を10番に、4番 山田裕康議長を11番に変更となります。

○山田裕康議長 それでは、場所の交代をお願いします。

しばらく休憩します。

(午後 0時31分 休憩)

(午後 0時33分 再開)

○山田裕康議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の岡田議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

改めて配布しましたとおり、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3 日程第1 副議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、岡田副議長の退場を求めます。

(岡田副議長退場)

○山田裕康議長 辞職願を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 辞職願。

私こと、このたび一身上の事情により、副議長の職を辞したいので、許可賜りますようお願いします。

令和3年2月5日。

甲良町議会議長様。

甲良町議会副議長 岡田隆行。

○山田裕康議長 お諮りします。

岡田議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、岡田議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

岡田議員の入場を許可します。

(岡田議員入場)

○山田裕康議長 副議長の辞職が許可されたことにより、ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

改めて配布しましたとおり、副議長の選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4 日程第1 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、投票によることに決定しました。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○山田裕康議長 ただいまの出席議員は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 小森議員、2番 岡田議員、3番 山田充議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○山田裕康議長 念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○山田裕康議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、投票願います。

(点呼)

(投票)

○山田裕康議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小森議員、岡田議員、山田充議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○山田裕康議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、山田充議員 10 票、建部孝夫議員 1 票。

以上のとおりでした。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、山田充議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○山田裕康議長 ただいま副議長に当選されました山田充議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました山田充議員の挨拶があります。

山田充議員。

○山田充副議長 副議長の就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび議員の皆様方の推挙によりまして、副議長の要職に就かせていただくことになりました。身に余る光栄とその重責を痛感しております。これからも決意を新たに、町民から信頼をされ、開かれた議会運営に、山田裕康議長とともに誠心誠意努めてまいりますので、皆様方、ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

○山田裕康議長 ここでしばらく休憩します。

(午後 0 時 45 分 休憩)

(午後 0 時 46 分 再開)

○山田裕康議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

改めて配布しました追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで議事の都合により、副議長と交代します。

(議長交代)

○山田充副議長 それでは、議事を進行します。

追加日程第5 日程第1 予算・決算常任委員会委員の辞任について、日程第2 議会運営委員会委員の辞任について、日程第3 議会広報特別委員会委員の辞任について、日程第4 議会改革調査・検討特別委員会委員の辞任についての4議案を一括議題とします。

地方自治法117条の規定により、山田裕康議長の退場を求めます。

(山田裕康議長退場)

○山田充副議長 辞任願を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 辞任願。

私こと、このたび一身上の事情により、予算・決算常任委員会委員、議会運営委員会委員、議会広報特別委員会委員、議会改革調査・検討特別委員会委員を辞したいので、許可賜りますようお願いします。

令和3年2月5日。

甲良町議会副議長様。

甲良町議会議長 山田裕康。

○山田充副議長 お諮りします。

追加日程第5 日程第1 山田裕康議長から提出された予算・決算常任委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田充副議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

お諮りします。

追加日程第5 日程第2 山田裕康議長のから提出された議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田充副議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

お諮りします。

日程第3 山田裕康議長から提出された議会広報特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田充副議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

お諮りします。

日程第4 山田裕康議長から提出された議会改革調査・検討特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田充副議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

山田裕康議長の入場を許可します。

(山田裕康議長入場)

○山田充副議長 ただいまの4議案については、全て辞任を許可することに決定しました。

それでは、議長と交代します。

(議長交代)

○山田裕康議長 改めて配布しました追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすること決定しました。

追加日程第6 日程第1 予算・決算常任委員会委員の選任についてを議題とします。

ただいま予算・決算常任委員会委員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

予算・決算常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、本職において阪東議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議がありませんので、予算・決算常任委員会委員に阪東議員を選任することに決定しました。

さきの正副議長選挙により、正副委員長の異動が必要となった委員会におかれましては、次の休憩中に委員会を開催し、委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選をお願いします。

ここで議事の都合により、しばらく休憩します。

(午後 0時53分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

○山田裕康議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。

さきの休憩中に、総務民生常任委員会、産業建設文教常任委員会が開催され、委員長または副委員長の互選が行われました。その結果、新たに正副委員長に就任された方をご報告いたします。総務民生常任委員会副委員長に阪東議員、産業建設文教常任委員会副委員長に岡田議員が互選されましたので、ご報告します。

ここでお諮りします。

改めて配布しました追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることに決定しました。

次に、追加日程第7 日程第1 議会運営委員会委員の辞任についてを議題とします。

岡田議員から議会運営委員会委員の辞任願が提出されました。

地方自治法第117条の規定により、岡田議員の退場を求めます。

(岡田議員退場)

○山田裕康議長 辞任願を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 辞任願。

私こと、このたび一身上の事情により、議会運営委員会委員を辞したいので、許可賜りますようお願いします。

令和3年2月5日。

甲良町議会議長様。

甲良町議会議員 岡田隆行。

○山田裕康議長 お諮りします。

岡田議員から提出された議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

岡田議員の入場を許可します。

(岡田議員入場)

○山田裕康議長 岡田議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することは決定されました。

次に、追加日程第7 日程第2 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

ただいま議会運営委員会委員に2名の欠員が生じました。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、本職において山田充議員、阪東議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議がありませんので、議会運営委員会委員に山田充議員、阪東議員を選任することに決定しました。

次に、追加日程第7 日程第3 議会広報特別委員会委員の選任についてを議題とします。

ただいま議会広報特別委員会委員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、本職において山田充議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議がありませんので、議会広報特別委員会委員に山田充議員を選任することに決定しました。

追加日程第7 日程第4 議会改革調査・検討特別委員会委員の選任についてを議題とします。

ただいま議会改革調査・検討特別委員会委員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

議会改革調査・検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、本職において阪東議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議がありませんので、議会改革調査・検討特別委員会委員に阪東議員を選任することに決定しました。

関係する委員会におかれましては、次の休憩中に委員会を開催し、委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選をお願いします。

ここで議事の都合により、しばらく休憩します。

(午後 1時05分 休憩)

(午後 1時08分 再開)

○山田裕康議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。

さきの休憩中に、議会運営委員会、議会広報特別委員会が開催され、委員長または副委員長の互選が行われました。その結果、新たに正副委員長に就任された方をご報告いたします。議会運営委員会委員長に山田充議員、議会広報特別委員会委員長に山田充議員、副委員長に岡田議員が互選されましたので、ご報告します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 本日、第1回甲良町議会臨時会を開催していただきまして、行政から提案いたしました議案第1号から第3号までの条例の一部改正および補正予算2件と諮問3件の人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて、いずれも原案どおり可決、また適任者と認めていただき、ありがとうございました。

課の設置条例の改正の議決を得て、令和3年度は機構の一部改正が機能し、適切な事務執行とさらに行政効率を高められるよう一層の努力をしてまいりたいと考えております。

現在、令和3年度当初予算編成の終盤を迎えていますが、査定後においても、歳入の一般財源が大幅に不足をしており、予算縮小をして、限られた予算編成の中で厳しい財政運営となることが予測できます。

引き続き、コロナウイルス感染防止対策をメインとして、新しい生活様式、すなわち行政と住民が連携をして、甲良のまちづくりを進められるスタイルを構築してまいりたいと考えております。

議員の役職替えが行われました。新議長をはじめ、議員の皆さんと十分連携してまいりたいと存じております。行政事案につきまして、早めの協議に心がけ、スムーズに行政運営ができますようお願い申し上げ、臨時議会閉会にあたりましての挨拶をさせていただきます。ありがとうございました。

○山田裕康議長 これをもって、令和3年第1回甲良町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

(午後 1時10分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 裕 康

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣

署 名 議 員 宮 寄 光 一